

おおいた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）における基本的考え方等を踏まえ、大分県内の関係機関や団体を構成員として、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「おおいた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「おおいたPF」という。）を、令和4年度までの「第一ステージ」に続き、令和5年度からの「第二ステージ」においても設置することとする。

おおいたPFにおいては、就職氷河期世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換することを通じて、就職氷河期世代の支援に関する社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

おおいたPFの構成員については、別紙1「おおいた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員」のとおりとする。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の役割は下記のとおりとする。

(1) 行政側

①大分労働局（職業安定部）

- ・おおいたPFとりまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知広報

②大分県（商工観光労働部）

- ・おおいたPFとりまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知広報

③大分県（福祉保健部、生活環境部）、市町村

- ・福祉と就労をつなぐ県内市町村のプラットフォーム（以下「市町村P F」という。）との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町村P F と連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④就労等支援機関

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・職業訓練の充実
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・各種支援策の周知広報
- ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

4 おおいたP Fにおける取組事項

おおいたP Fにおいては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

大分県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、就職氷河期世代とは、雇用環境が厳しい、概ね1993年（平成5年）から2003年（平成16年）までに学校卒業期を迎えた世代を指し、2023年4月現在、大卒で概ね41歳から52歳、高卒で概ね37歳から48歳に至っている。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しているが不本意に非正規雇用で働く者
- ・ 前職が正規雇用で、正規雇用を希望している完全失業者
- ・ 前職が非正規・正規雇用にかかわらず、非正規雇用を希望している完全失業者

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で、就職活動に至っていない者など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者

- ・ ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者(※)

(※)その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、大分県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、K P I（重要業績評価指標：目標への進捗を把握するための指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標を設定するとともに、K P Iを可能な限り定量的に設定する。
- ② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。
- ③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村P Fとの連携

大分県は、市町村P Fの事務局と連絡調整を図り、市町村P Fとの情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・ 県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
- ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・ 県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町村PFの先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 おおいたPF会議の運営

- (1) 上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。
- (2) おおいたPFに座長を置き、大分労働局職業安定部長をもって充てる。
なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 秘密の保持

おおいたPFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

この設置要領は令和2年7月13日から施行する。

この設置要領は令和5年6月14日から施行する。